



引用・参考  
長崎労働局労働衛生統計より  
[kenko-sindan-24042204.pdf](http://kenko-sindan-24042204.pdf) (mhlw.go.jp)  
政府統計の総合窓口 国民健康・栄養調査より  
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003223783>

定期健康診断・ストレスチェックを受診しましょう!!

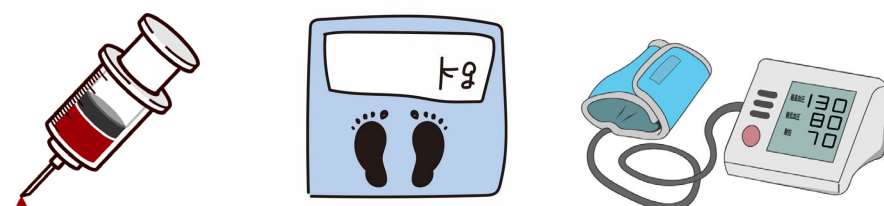
R6年度職員定期健康診断は8/19より開始に伴い、7/24(水) 12:00より予約開始となります!

定期健康診断は何のため?



定期健康診断は事業者、労働者双方の義務です!! (労働安全衛生法66条)

健康上の問題や病気を早期に発見して、症状が深刻化する前に治療を行うためや、生活習慣を改善する必要性を自覚していただくことを目的に実施しています。



R5年度の職員の健康診断受診率は99.8%

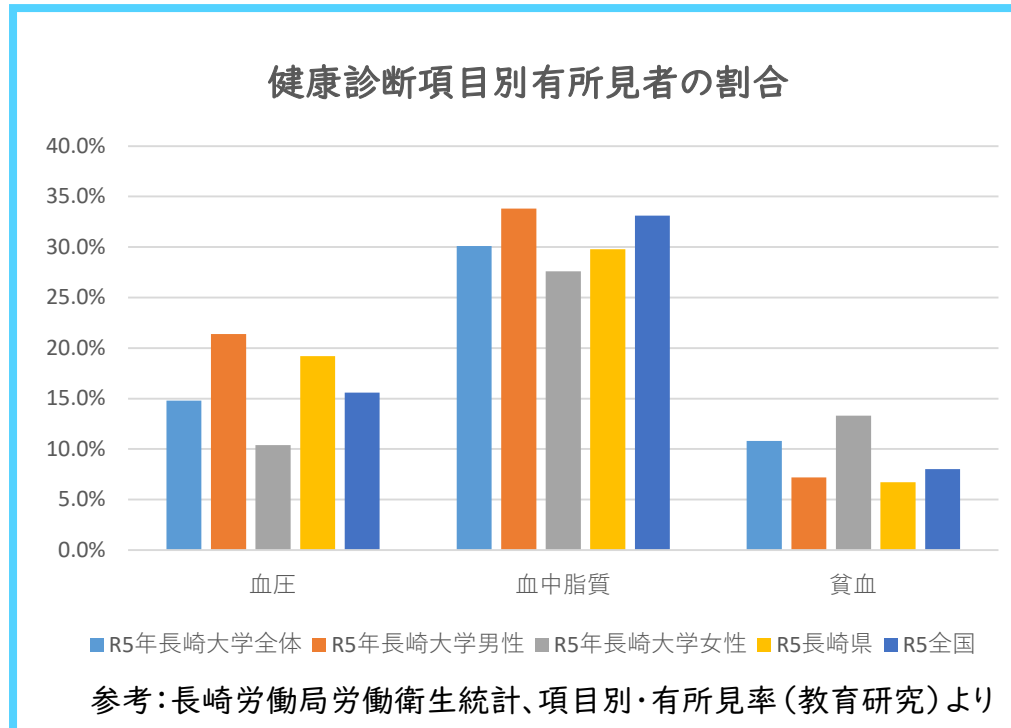
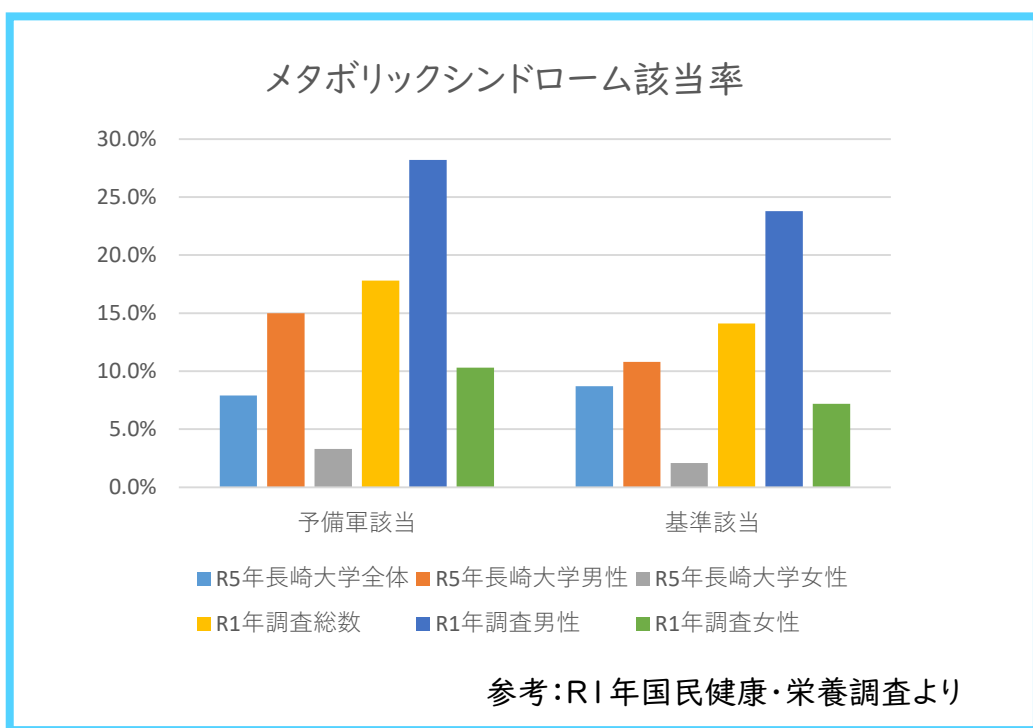
R5年度職員の健康診断受診者数(個人での医療機関受診結果提出者含む)は4,489名で、受診義務があるのに受診しなかった方は10名でした。今年も職員皆さまが、健康診断を受診してあらためて健康について意識する機会にしましょう。

R5年度の職員健康診断の有所見率の特徴

※下記表のデータについては、大学で実施した健診結果のみ(他の医療機関での受診結果は反映されておりません)となります。

R5年度職員の健康診断のメタボリックシンドローム(内臓脂肪蓄積に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中になりやすい病態)該当率や項目別の有所見者(健診結果でC判定<要観察・指導>以上)率の一部をみると、メタボリックシンドロームに該当する方は全国の調査(R1年)に比べて低いことがわかります。しかし、男性職員では血圧や血中脂質での有所見者の割合や、女性職員では貧血での有所見者の割合が全国や長崎県内と比べ、高いことがわかります。

健康診断の結果は放置せず、ご自身の生活習慣の見直しや再検査等、健康維持・増進のためのセルフケアにご活用ください。



ストレスチェックでメンタル不調を未然に防ぎましょう!!



自らのストレスの状況について気付き、対処することがメンタル不調を未然に防ぐためには大切なこととなります。ストレス状況が「高い状態にあります」と判定された場合は、産業医面談でご自身のストレス状況を振り返ることも、1つの対処法です。ご自身のセルフケアに面談をご検討ください。

